

第1章 推進計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本県では食の安全安心及び食育に関する施策を総合的・計画的に推進することにより、豊かで活力ある社会の実現をめざす「食の安全安心と食育に関する条例」を平成18年3月に制定しました。この条例を踏まえ、5か年の計画として、平成19年3月に「食育推進計画～食で育む 元気なひょうご～」、平成24年3月に「食育推進計画(第2次)」を策定し、保健、農林水産、教育を中心として関係各部局が連携し、食育を推進してきました。

その結果、地域と連携した食育活動に取り組む組織・団体数は着実に増加し、また、全市町で食育推進計画が策定され、県民の食育活動を支える体制が充実し、食育の実践と連携は着実に推進されてきました。

一方で、若い世代の朝食欠食の割合が高く、地域の行事食、郷土料理を知っている人や作ることができる人は、計画策定時と比較して進捗が見られない等、食に関する知識や実践の面で課題が見受けられます。

また、新たな課題として、高齢者世帯、ひとり親世帯が増加する等、家庭の状況が多様化し、こうした家庭の生活環境が食育の実践に与える影響についても考慮する必要性が高まっているとともに、少子高齢化が急速に進展する中、健康寿命の延伸や健康格差の縮小に向け、食育の視点を踏まえた取り組みの強化が必要です。

このように、第2次計画の取り組みの成果、県民の食をめぐる現状を踏まえ、本県がめざす食育推進の方向性を再認識し、地域全体で連携を図り、「食の安全安心推進計画」と一体的に食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな「食育推進計画(第3次)」を策定します。

□食育とは

食育基本法では、食育は生きる上での基本であって、教育の三本の柱である知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられるとともに、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの、とされています。

このことを踏まえ、『**私たちが自然環境の中で生かされていることを認識するとともに、自然の恵みへの感謝と食を楽しむ心を育み、健全な食生活を実践できる人を育てること、社会全体で健全な食生活を実践しやすい環境をつくっていくこと**』と定義することができます。

食育の実践により、生活の質(人が心身ともに健康で楽しい生活が送れること)と環境の質(食料を供給する自然や社会が豊かであること)のよりよい共生、循環につながります。

2 基本理念

本県では、食育の推進により、県民が豊かな人間性を備え、心身ともに元気(健康)で、明るい家庭が地域に広がり、地域の元気をつくる『心身の健康の増進と豊かな人間形成、明るい家庭と元気な地域づくり』の実現を基本理念とし、「食で育む 元気なひょうご “プラス1の食育実践”」をキャッチフレーズに、次の3つの基本方針により取り組みます。

□基本理念

『心身の健康の増進と豊かな人間形成、明るい家庭と元気な地域づくり』の実現

□キャッチフレーズ

「食で育む 元気なひょうご “プラス1の食育実践”」

□基本方針

- すべての県民がさらに食育活動をすすめ、元気な地域をつくる
- 県民が生涯にわたり健全な食生活を実践することができるよう、すべての関係者で食に関する環境の整備を図る
- “ひょうごらしさ”を活かした食育をすすめる
(ひょうごの五つの国(地域)の特長、震災の経験と教訓)

県民一人ひとりが主体的に継続した食育をさらに実践するとともに、すべての関係者が連携・協力し、食育を実践しやすい環境を整え、切れ目なく食育を実践することにより、元気(健康)な地域づくりを推進します。

また、本県の多様な自然環境、歴史的に形成された五つの国(地域)の特長や、震災の経験から学んだ災害時においても健全な食生活を実践することの必要性等、ひょうごらしさを活かした食育を推進します。

3 計画の位置づけ

この計画は、兵庫県食の安全安心と食育に関する条例第6条の規定に基づき、食育に関する施策及びその目標について定めたものです。

また、この計画は食育基本法第17条に基づく都道府県食育推進計画として位置づけます。

なお、この計画は、「21世紀兵庫長期ビジョン」、「兵庫県健康づくり推進プラン」、「ひょうご農林水産ビジョン」等との整合性を図り策定します。

4 計画の期間

この計画の期間は平成 29 年度から平成 33 年度までの5年間とします。

ただし、計画の変更が必要となった場合には、「食の安全安心と食育審議会」の意見を聴いて見直しを行います。

5 計画の推進体制

知事を本部長とする「食の安全安心と食育推進本部」において、関係部署、県民局が連携し、県を挙げて施策の総合的な推進を図るとともに、計画の進行管理、調査を行います。

本県が設置している「食の安全安心と食育審議会」において、それぞれの専門的な視点から、推進状況の評価、検証を踏まえた調査を行います。

計画の推進に当たっては、国や他の都道府県及び市町、関係機関・団体との緊密な連携を図ります。

6 計画の管理

(1) 計画の公表

計画を定めたとき、または変更したときは、条例第6条第4項及び同条第5項の規定に基づき、県のホームページ等で速やかに公表します。

(2) 年次報告

計画に基づく施策の実施状況について、定期的に調査等を実施し評価を行い、条例第6条第6項の規定に基づき、県のホームページ等で公表します。

7 関係者の役割

食育の主役は県民であり、県民一人ひとり、その家族や仲間が主体的に食育を実践することが重要です。

また、すべての関係者が連携・協力し、それぞれの役割を果たすことで、実効性のある食育の推進が期待できます。

(1) 県民(個人・家庭・仲間)

県民一人ひとりが食育をすすめる主役であり、食を大切にすることをもち、健全な食生活の実践や食を通じたコミュニケーション等、食育に対する関心を高め、「農」とかかわりを持ちながら、生涯にわたり健全な食生活の実現に努めるものとします。

家庭では、基礎的な食習慣や食に関する知識や実践力を身につける場であることから、

家族で楽しく食卓を囲む、食事づくりに参加する、地域の食を理解するための体験に参加する等、様々な機会を捉えて、家族や地域との交流を持ちながら積極的に食育活動に取り組むものとします。

仲間や友人は、食の情報を共有する、食事を共に楽しむことによってコミュニケーションを図る、個人の望ましい生活リズムの実践を後押しする、地域で行われる食育活動と一緒に参加する等、共に食育活動に取り組むものとします。

(2) 学校、幼稚園、保育所、認定こども園

学校や幼稚園、保育所、認定こども園では、子どもたちに直接関わる専門職がその知恵と技を活かし、地域の関係者と連携して様々な体験を通じて食べることの楽しさや大切さを伝え、食への興味を喚起させる等の食育を推進することが期待されます。

幼稚園、保育所、認定こども園においては、子どもが生活や遊びの中で自らの経験や体験を通じて、健康な心と体を育てる基本となる「食を営む力」を育めるよう、組織的・計画的・継続的に食育に取り組むものとします。

学校においては、校長のリーダーシップのもと、栄養教諭をはじめとして全教職員が連携を図りながら、教科・特別活動等の学校の教育活動全体を通じて、組織的・計画的・継続的に食育に取り組むものとします。

給食や食事の時間等を通じて、子どもたちの食に関する正しい理解と望ましい食習慣や社会性を養うものとします。

子どもが望ましい生活リズムやマナーを身につけるには、家庭の理解が不可欠であることから、家庭への積極的な働きかけを行い連携して食育に取り組むものとします。

兵庫県学校給食・食育支援センターでは、学校給食を食育の「生きた教材」として活用し、食育推進活動への支援や地産地消の促進に取り組むものとします。

(3) 職場（事業者）

従業員が仕事と家庭を両立し、将来にわたって健康の保持増進ができるよう、事業所健診後の保健指導・栄養指導の実施、食育に関する講習会への従業員の参加促進、健康や栄養に関する情報提供等に努めるものとします。

社員食堂においては、県産農林水産物の活用、健康に配慮したメニューの提供や個人に適した量や組み合わせが選べる提供方法、健康づくりや食育に関する情報提供等、給食部門と健康管理部門との連携を図り取り組むものとします。

(4) 地域団体・関係団体

食生活改善活動を行っている兵庫県いずみ会等のボランティア団体を始め、生活研究グループ、消費者団体、子ども会、婦人会、老人クラブ、自治会等の地域住民による団体やNPO等の地域に根ざした食育活動を行う団体は、それぞれの活動目的や特徴を生かし、調理体験、地域の特色ある食文化の伝承、食の安全安心に関する知識の普及、共食の場づくり等、相互に連携して地域の身近な場で日常的に食育を学ぶ機会をつくり、地域住民と一体

となった食育活動に取り組むものとしします。

さらに、専門職種による団体、農業や漁業等の生産者による団体は、それぞれの活動目的と専門性を生かし、相互に連携して県民の食育活動の推進に取り組むものとしします。

(5) 食品関連事業者・健康関連企業等

食品の生産から製造、加工、流通、販売に至るまでの農業、水産業、食品製造業、販売業等のすべての食品関連事業者や企業は、それぞれの分野における食育を推進し、社会全体での食育推進に努めるものとしします。

特に食品関連事業者や飲食店は、販売する食品へ適正な食品表示を行うとともに、食の安全安心に関する情報、健康的なメニューの提供、食育活動の場の提供等、食育に関する社会貢献活動に積極的に取り組むものとしします。

また、マスメディアにおいては県民が食に関する正しい情報を選択できるよう、適切な情報の発信に努めるものとしします。

(6) 市町

市町は地域住民と身近に関わる立場から、食育を住民一人ひとりに浸透していくうえで重要な役割を担っています。

そのため、市町は、国、県がめざす食育の方針を踏まえ、地域の特性を活かした市町食育推進計画の策定、地域団体・関係機関の参画による食育推進会議の設置等、食育に関する施策の総合的かつ計画的な推進が必要です。

さらには、食育の意義を普及し、食育活動をおこなう人材の養成や地域団体と連携した活動の展開等、住民による食育活動を支援し、家庭、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、職場、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所で、食育活動が取り込まれるよう、各種施策の積極的な推進に努めるものとしします。

(7) 県

食育の意義を普及し、県民一人ひとりの食育への関心や意識を高め、食育への取り組みの定着化を図るため、食育活動を行う団体と連携し、人材の養成、その他県民による食育活動を支援します。

家庭、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、職場、地域、その他のあらゆる機会とあらゆる場所で食育活動が取り込まれるよう、県内全域を対象に各種施策を推進するとともに、施策の実施にあたっては、市町と連携し、効果的に推進します。

また、市町食育推進計画の推進を支援し、国や他都道府県と食育に関する情報交換を行うことにより地域への情報提供に努めます。

食の安全安心と食育に関する重要事項を審議するため「食の安全安心と食育審議会」や「食育推進部会」を定期的開催し、計画の進捗状況を踏まえた施策の推進、計画改定について審議を行い、施策に反映します。